

## 第7章 医療救護等対策

# 【応急対策】

### 基本方針

- 1 早期に初動医療体制を確立する
- 2 早期に医薬品・医療資器材の調達を行う

### 基本方針1 早期に初動医療体制を確立する

#### 【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフライン等がほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

※ 各拠点や班の廃止及び任務の解除等は、状況に応じて行う。

	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
医療救護活動拠点の設置・運営						
被害情報の収集・集約						
緊急医療救護所の運営						
地区医療救護班・地区歯科救護班・地区薬剤師班等の編成・派遣						
避難所医療救護所の運営						
災害薬事センターの設置・運営						
避難者への巡回診療						

1 医療体制

□ 対策内容と役割分担

多摩市と関係機関は、医療機関の被害状況等の情報を共有するとともに、相互に連携して円滑な医療活動を展開する。

機 関 名	活 動 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部 災 害 医 療 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市内の医療救護活動等を統括・調整する。</li> <li>○ 多摩市災害医療コーディネーターを設置・運営する。</li> <li>○ 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営する。</li> <li>○ 避難所等に、医療救護所を設置・運営する。</li> <li>○ 医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整（急性期以降）する。</li> <li>○ 東京都地域災害医療コーディネーター等へ報告・応援要請を行う。</li> <li>○ 避難所等で巡回診療を行う。</li> <li>○ 多摩市内の被害状況等を、南多摩医療圏へ報告する。</li> <li>○ 地域住民に対する、相談窓口を設置する。</li> </ul>
多 摩 市 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市の要請に基づき、医療救護班を編成し、派遣する。</li> <li>○ 災害の状況により、自主的に医療救護班を編成し、派遣する。</li> </ul>
東 京 都 八 南 歯 科 医 師 会 多 摩 支 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市の要請に基づき、歯科医療救護班を編成し、派遣する。</li> <li>○ 災害の状況により、自主的に歯科医療救護班を編成し、派遣する。</li> </ul>
多 摩 市 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市の要請に基づき、薬剤班を編成し、派遣する。</li> <li>○ 災害の状況により、自主的に薬剤班を編成し、派遣する。</li> </ul>

機 関 名	活 動 内 容
東京都柔道整復師 会 南 多 摩 支 部	○ 多摩市の要請に基づき、接骨師班を編成し、派遣する。 ○ 災害の状況により、自主的に接骨師班を編成し、派遣する。
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要 があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣する。 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター 及び市町村を支援する。
多 摩 消 防 署	○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施する。 ○ 救出救護に当たって、必要がある場合は、警防本部へ救急隊の増 強、東京 DMAT の要請、必要な資器材の応援要請等を行う。 ○ 医療救護班の円滑な活動を図るため、発生災害等に関する活動状 況等について、多摩市災害対策本部に情報提供を行う。 ○ 消防署内に仮救護所を設定した場合、多摩市災害対策本部等と連 携する。
医療ボランティア	○ 被災者に対する医療救護活動を行う。

□ 詳細な取組内容

1 医療救護活動拠点の設置

福祉医療対策部長は、発災直後に、医療救護活動拠点を庁舎内へ設置する。

2 多摩市災害医療コーディネーターの役割

- 福祉医療対策部長は、福祉医療対策部の附属機関として、多摩市災害医療コー  
ディネーターを福祉医療対策部内に位置付ける。
- 多摩市災害医療コーディネーターは、福祉医療対策部長の統制を受け、次のとお  
り活動する。
  - ・ 多摩市が行う医療救護活動等の統括・調整を支援する。
  - ・ 市内医療機関の被害状況を収集し、報告する。
  - ・ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置の指示を行い、包括的な運営を行  
う。
  - ・ 傷病者の受入病院を調整する。
  - ・ 在宅療養者への医療支援について調整する
  - ・ 医療救護班等の編成を要請し、運用を行う。
  - ・ 東京都地域災害医療コーディネーター等に応援を要請し、また、状況報告を行  
なう。
  - ・ 市内の医療機関の情報を収集し、災害対策本部に報告する
  - ・ その他多摩市から依頼された事項を行う。
- 福祉医療対策部長は、医療活動状況について、随時、多摩市災害対策本部長に報  
告する。

○ 多摩市災害対策本部長は、必要により、東京都へ応援を要請する。

□ 災害医療コーディネーターの活動

名称	活動内容
東京都 災害医療コーディネーター	都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。
東京都地域 災害医療コーディネーター	二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な応援を要請する。
多摩市 災害医療コーディネーター	多摩市内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都地域災害医療コーディネーターに必要な応援を要請する。

3 緊急医療救護所の設置

- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）は、発災後6時間以内に緊急医療救護所を設置する。
- 次の医療機関の敷地内又は、近接地に設置する。
  - ・ 多摩南部地域病院
  - ・ 日本医科大学多摩永山病院
  - ・ 桜ヶ丘記念病院
  - ・ 厚生荘病院（休院中）
  - ・ その他の必要と認めた医療機関
- 緊急医療救護所では、一次トリアージ、重傷者等の搬送、軽症者の応急手当、避難所への誘導等を行う。

4 避難所医療救護所の設置

- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）は、発災後72時間をめどに避難所医療救護所を設置する。
- 避難所医療救護所を設置する場所は、原則として市内6箇所の避難所とする。
- 避難所医療救護所は、状況に応じて、医療救護班等の巡回によりその機能を代える。
- 避難所医療救護所では、診察、歯科治療、服薬指導を行うほか、健康相談に応じる。
- 〈救護所設置場所（予定）〉
- 避難所に配置する救護所は、以下の6箇所とする。

設置場所	住所	設置場所	住所
和田中学校	多摩市和田 234	多摩永山中学校	多摩市永山 2-7-1
聖ヶ丘中学校	多摩市聖ヶ丘 2-17	多摩中学校	多摩市関戸 3-19-1
鶴牧中学校	多摩市鶴牧 6-5-1	青陵中学校	多摩市貝取 2-9-1

5 医療救護班の編成・派遣等

- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）の要請に基づき、多摩市医師会

等は次のとおり班編成し、医療活動等を行う。

- 多摩市医師会等は、必要に応じ自主的に医療救護班を編成し、医療活動等を行う。  
この場合には、福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）に報告する。

編成主体	班	編成	人数
多摩市医師会	医療救護班	医師	1名
		看護師	1名
		事務その他	1名
東京都八南歯科医師会 多摩支部	歯科医療救護班	歯科医師	1名
		歯科衛生士又は歯科技工士	1名
		事務その他	1名
多摩市薬剤師会	薬剤師班	薬剤師	3名
東京都柔道整復師会 東京都柔道整復師会南 多摩支部多摩地区	柔道整復師班	適宜編成	—

※ 各班は、状況に応じて人員規模の増減を行う。

## 6 医療救護班等の活動

- 医療救護班等は、原則として緊急医療救護所及び避難所医療救護所等で活動する。
- 医療救護班等は、医師の指示の下に相互に連携し活動する。

### 【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
地区医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傷病者に対するトリアージ</li> <li>○ 傷病者に対する応急処置及び医療</li> <li>○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定</li> <li>○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力</li> <li>○ 助産救護</li> <li>○ その他、市と協議の上必要と認められる業務</li> </ul>
地区歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</li> <li>○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導</li> <li>○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力</li> </ul>
地区薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導</li> <li>○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注</li> <li>○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</li> <li>○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</li> </ul>

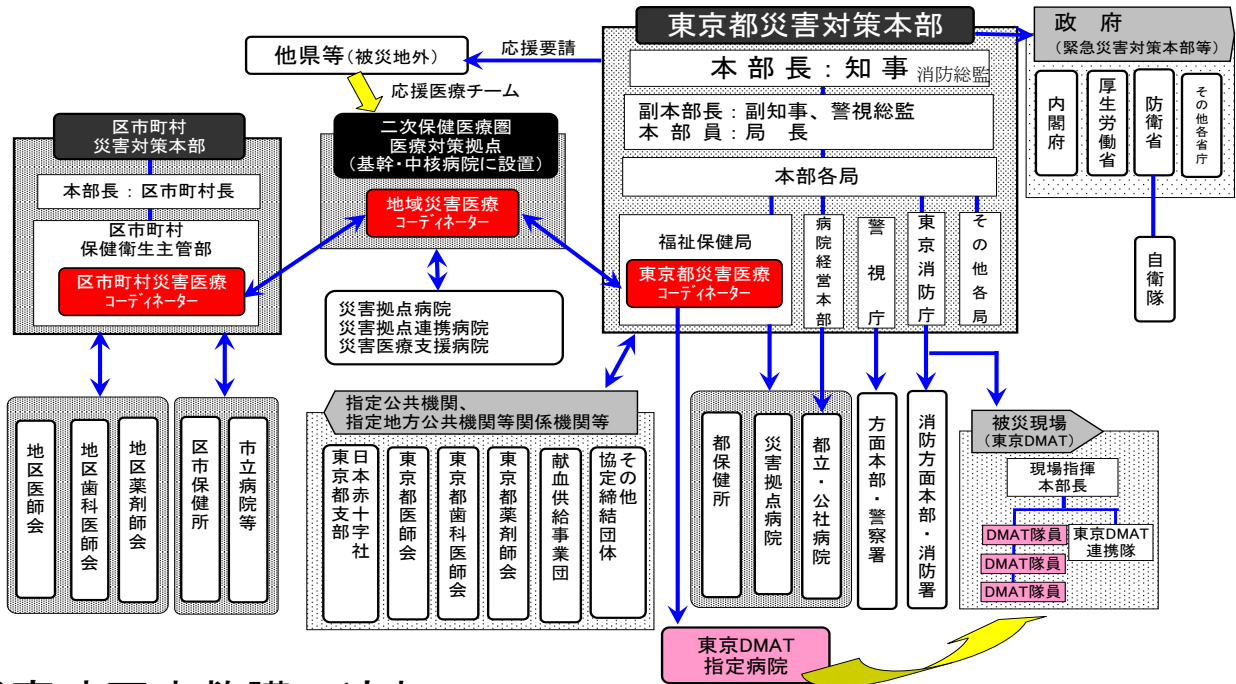
区 分	内 容
地区 柔道整復師班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護班等の支援</li> <li>○ 傷病者に対する応急処置</li> <li>○ 衛生材料の提供等</li> </ul>
地区 医療ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護班等の協力</li> </ul>

## 7 職種による色の定め

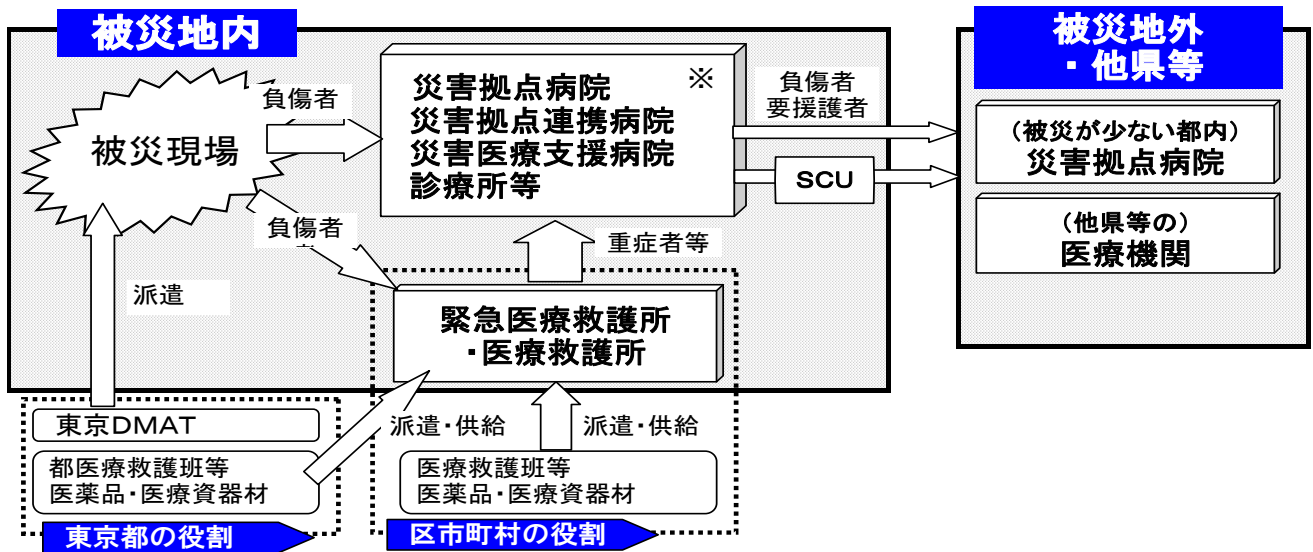
- 都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、下表に定める色彩のユニホームなどを身に付けることとしている。
- 多摩市においても、これ準じるものとする。

ユニフォームカラー	職種	ユニフォームカラー	職種
赤	医師・歯科医師	白	臨床検査技師・放射線技師
緑	看護師・歯科衛生士・ 歯科技工士	紺	柔道整復師
青	薬剤師	黄	事務

【発災直後の連携体制（イメージ）】



災害時医療救護の流れ



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。  
 災害医療支援病院は、専門医療や疾病患者への対応、その他医療救護を行う。

## 2 負傷者等の搬送体制

### □ 対応内容と役割分担

機 関 名	内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部 福 祉 医 療 対 策 部 多 摩 市 災 害 医 療 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者を搬送する。</li> <li>○ 医療救護班を搬送する。</li> <li>○ 搬送車両を確保する。</li> <li>○ 搬送先医療施設等の受入体制を確認する。</li> </ul>
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。</li> <li>○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、多摩市災害医療コーディネーターと連携して行う。</li> </ul>
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヘリコプター等を活用し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。</li> </ul>

### □ 詳細な取組内容

#### 1 負傷者の搬送

- 福祉医療対策部長は、負傷者の傷病程度、搬送先までの距離、搬送車両の台数等を踏まえ、自力移動や住民等による搬送を依頼する。
- 福祉医療対策部長は、必要により負傷者を搬送する。
- 緊急医療救護所等から災害拠点病院等までの搬送は、緊急医療救護所等で活動する医療従事者の指示（搬送順位、搬送方法等）を受け行う。
- 統括対策部長は、保有車両に加え、災害時応援協定に基づき輸送事業者から車両の確保を行う。
- 統括対策部長は、保有車両のうち、担架に乗せた重傷者をそのまま搬送できる車両を、災害医療コーディネーターの指示により、桜ヶ丘記念病院・厚生荘病院（休院中）前に設置される緊急医療救護所に配備する。
- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）は、災害拠点病院等の受入体制を確認し、搬送先を緊急医療救護所等に指示する。
- 統括対策部長は、関係機関に対し、搬送の協力を要請する。
- 福祉医療対策部長は、統括対策部長へ依頼し、東京消防庁多摩消防署へ緊急医療救護所等から災害拠点病院への搬送を依頼する。この場合は、重傷者に限って行う。なお、搬送の優先順位は、負傷の度合いを勘案し、災害医療コーディネーターと十分に調整する事。

#### 2 医療救護班等の搬送

- 多摩市医師会等の医療従事者は、現地集合が想定されていることから、福祉医療対策部長は、緊急医療救護所等へ従事する事務職員の移動手段を確保する。なお、



その際の車両は、保有車両のうち、担架に乗せた重傷者をそのまま搬送できる車両を活用する事とする。

### 3 保健衛生体制

#### □ 対策内容と役割分担

避難所、自宅避難者等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

各 機 関	対 策 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する保健活動・感染症対策の支援を行う。</li> <li>○ 健康に係る電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。</li> <li>○ 在宅難病患者等の対応を行う。</li> <li>○ 妊産婦の支援を行う。</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市の保健活動等を支援する。</li> <li>○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生を確保する。</li> <li>○ 「食品衛生指導班」による食品の安全を確保する。</li> <li>○ 関係団体等と協働し「動物救援本部」を設置する。</li> </ul>

#### □ 詳細な取組内容

##### 1 保健活動

- 福祉医療対策部長は、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 保健活動班は、避難住民等に対し、次の保健活動を行う。
  - ・ 健康相談及び健康調査
  - ・ 健康管理（乳幼児の栄養管理を含む）
  - ・ こころのケア
  - ・ 感染症予防
  - ・ 環境衛生に関する指導助言
  - ・ 食品衛生に係る指導助言
  - ・ その他必要な保健活動
- 保健活動班は、必要により医療救護班等と連携して活動する。
- なお、避難所において、保健活動をする場合には、避難所施設対策部と連携し活動する。
- 保健活動班は、自宅避難者に対して、必要により巡回による保健活動を行う。
- 保健活動班は、血圧計等の必要な資器材を携行し活動する。
- 福祉医療対策部長は、必要に応じて健康に係る電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

- 統括対策部長は、必要により東京都へ都保健活動班等の派遣を要請する。

## 2 地域精神保健活動

- 多摩市災害医療コーディネーターは、避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、南多摩医療圏災害医療コーディネーターへ東京 DPAT の派遣を要請する。
- 多摩市災害医療コーディネーターは、市内で活動している、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携をはかるとともに、その支援を行う。
- 多摩市災害医療コーディネーターは、派遣された東京 DPAT と協力し、避難所における精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を行う。

## 3 精神医療体制の確保

- 福祉医療対策部長は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 福祉医療対策部長は、被災住民等の心的外傷後ストレス障害(PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

## 4 在宅難病患者等への対応

- 福祉医療対策部長（災害医療コーディネーター）は、都、関係機関、民生・児童委員等と連携し、在宅人工呼吸器使用者や透析患者等の在宅難病患者等へ次の対応を行う。
  - ・ 安否確認、状況把握を行う。
  - ・ 自宅療養を支援する。
  - ・ 適応する医療機関情報を提供する。
  - ・ 必要により適応医療機関へ搬送する。
  - ・ その他必要な事項を行う。
- 統括対策部長は、在宅難病患者等を搬送するための車両を確保する。
- 統括対策部長は、東京都や関係機関に対し、応援を要請する。
- 福祉医療対策部長は、必要により、精神障がい者に対し、在宅難病患者等に準じた活動を行う。

## 5 出産支援活動

- 福祉医療対策部長は、災害のため、産婦人科が長期閉院する場合には、当該産婦人科に通院していた妊婦に対して、分娩の介助等必要な救護を行うため、多摩市医師会に特定の産婦人科医院の開院を要請する。
- 福祉医療対策部長は、市民に対し、開院している医療機関（産婦人科）の情報を提供する。
- 福祉医療対策部長は、妊産婦に対する相談窓口を設置する。

## 6 感染症対策への支援

- 福祉医療対策部長は、南多摩保健所や多摩市医師会等と連携し、災害時においても可能な、基本的な感染症対策の啓発を行う。
- 福祉医療対策部長は、市中で感染症が発生した場合は、南多摩保健所や多摩市医師会等と連携し、必要な措置を講ずる
- 福祉医療対策部長は、市内の感染状況を災害対策本部長へ、随時、報告を行う。
- 福祉医療対策部長は、市内の感染状況や、その他、基本的な感染症対策を、市民へ周知するよう、市民情報対策部長へ依頼する

## 基本方針2 早期に医薬品・医療資器材の調達を行う

### 1 医薬品・医療資器材の供給

#### □ 対策内容と役割分担

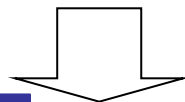
各 機 関	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害薬事センターを設置する。</li> <li>○ 医薬品を調達する。</li> </ul>
多摩市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する</li> <li>○ 多摩市薬剤師会は、多摩市の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。</li> <li>○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施</li> </ul>
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市の要請に基づき、都の備蓄医薬品を供給する。</li> </ul>
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行する。</li> <li>○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。</li> <li>○ 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請する。</li> </ul>

□ 業務手順

【多摩市が使用する医薬品等の調達手順】

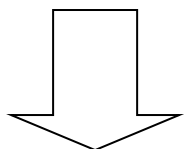
① 多摩市の備蓄品を使用する

災害発生時には多摩市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、薬剤師会や薬局等へ提供を要請する。

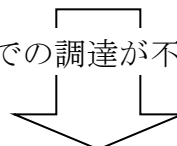


② 都の備蓄品を使用する

多摩市の備蓄が不足する場合に、都に対し備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が多摩市へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う）。



区市町村での調達が不可能な場合

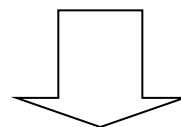
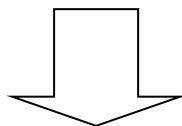


③ 多摩市が卸から調達する

多摩市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。

③ 都が卸から調達する

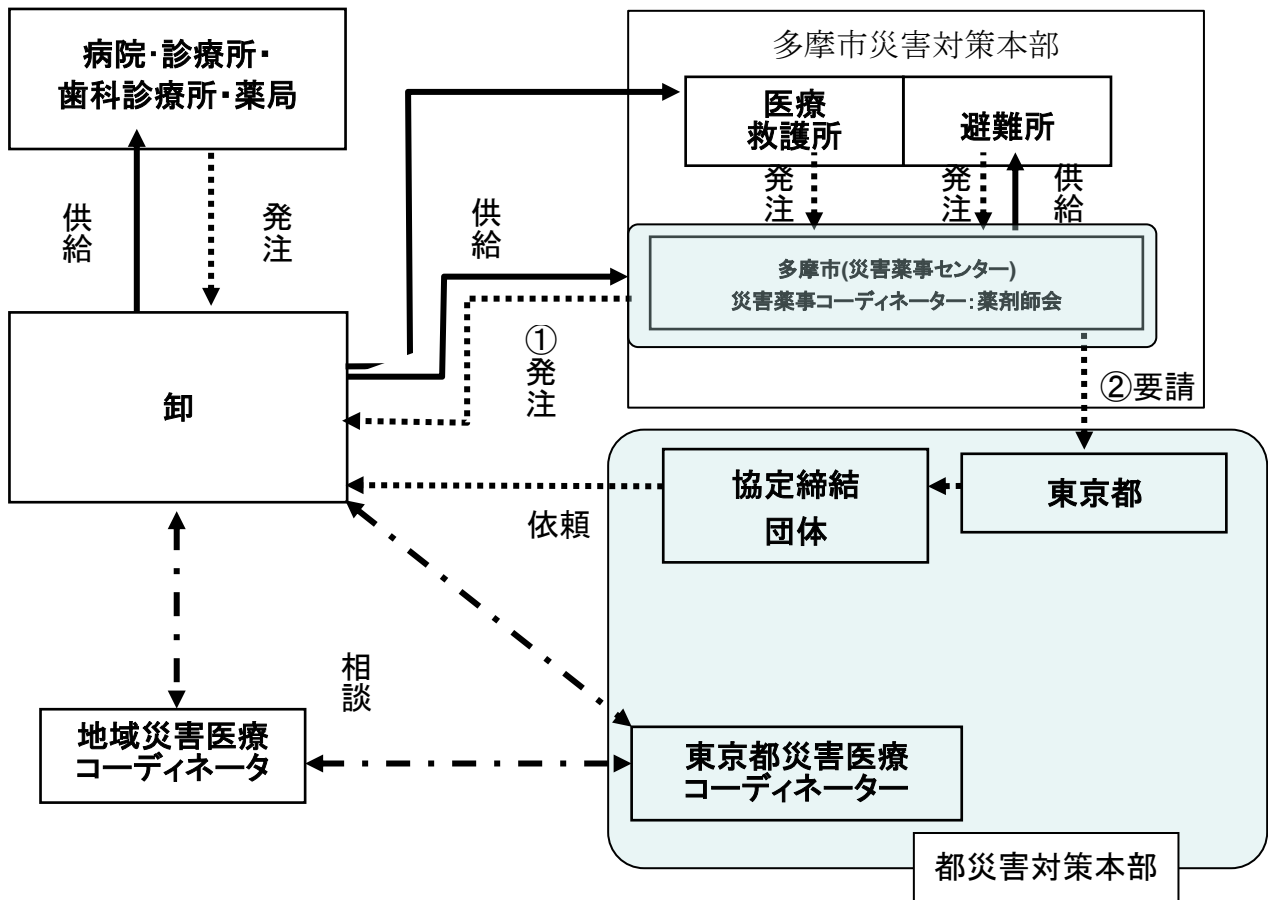
多摩市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、多摩市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する）。

【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】



- 多摩市は、多摩市薬剤師会及び卸売販売業者へ必要な医薬品を発注する。
- 多摩市での調達不可能的な場合は、多摩市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が多摩市へ納品する。
- 上記どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（医療救護所）

発注：多摩市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

（避難所）

発注：多摩市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は多摩市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

※都の協定締結団体

東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、  
 大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

□ 詳細な取組内容

1 災害薬事センターの設置

- 多摩市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後すみやかに設置する。
- 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは多摩市薬剤師会から選任し、その他のセンターの災害薬事コーディネーターは多摩市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する）。
- 災害薬事コーディネーターは、災害医療コーディネーターの業務に協力する。

2 医薬品の調達及び供給

(1) 多摩市の備蓄からの供給

- 発災直後の医療救護所や避難所等において必要となる医薬品については、多摩市医師会、東京都八南歯科医師会多摩支部及び多摩市薬剤師会と協議し、備蓄している医薬品（隔年助成事業のストック品）を活用する。

(2) 薬剤師会等への要請

- 備蓄医薬品が不足する場合は、多摩市薬剤師会と協議の上、多摩市薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。

(3) 都への要請

- 多摩市及び薬剤師会の医薬品が不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。

(4) 卸売業者

- 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

(5) 災害薬事コーディネーターの主な業務は以下のとおりである。

- 災害医療コーディネーター及び災害医療拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう、薬事に関する調整を行なう。
- 薬剤師班に関する調達業務、薬剤師班の差配、支援要請等
- 薬事関係者の調達業務、病院薬剤部、薬局、卸売販売業者、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者との調整等

【医薬品調達手順】

	機関	対応						
1	多摩市	多摩市薬剤師会及び卸売販売業者へ医薬品等を発注する。(発注には、災害薬事センターが取りまとめて行う)						
2	多摩市	調達を行うことが不可能な場合には、都に医薬品等の調達を要請する。						
3	都	災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。						
4	都協定締結団体	協定締結団体は、会員各社(卸売販売業者)から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する						
5	卸売販売業者	依頼を受けた卸売販売業者は、多摩市へ納品する。 【納品場所(原則)】						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>医薬品の使用場所</th> <th>納品場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護所</td> <td>各医療救護所</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>災害薬事センター</td> </tr> </tbody> </table>	医薬品の使用場所	納品場所	医療救護所	各医療救護所	避難所	災害薬事センター
		医薬品の使用場所	納品場所					
		医療救護所	各医療救護所					
避難所	災害薬事センター							

- 医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体  
都と協働し早期に機能を復旧させ、都や多摩市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。
- 災害拠点病院  
災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。
- 都福祉保健局  
区市町村から要請があった場合、区市町村に代わって以下の手順で医薬品等を調達する。また、調達を円滑に行うため、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。  
(区市町村への支援手順)
  - ① 区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区市町村は都に医薬品等の調達を要請する。
  - ② 都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。
  - ③ 協定締結団体は、会員各社(卸売販売業者)から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。
  - ④ 依頼を受けた卸売販売業者は、当該区市町村へ納品する(原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村災害薬事センターへ納品する)。
- 災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局  
病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

# 【復旧対策】

## 基本方針

### 1 防疫体制を確執する

#### 基本方針 1 防疫体制を確立する

#### 1 防疫体制の確立

##### □ 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する

機 関 名	活 動 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。</li> <li>○ 防疫活動状況を、都福祉保健局に報告する。</li> <li>○ 必要に応じて、都福祉保健局又は多摩市医師会に協力を要請する。</li> </ul>
南 多 摩 保 健 所 都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市の防疫活動を支援する。</li> <li>○ 「環境衛生指導班」及び「食品衛生指導班」を派遣する。</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえて多摩市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。</li> <li>○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。</li> </ul>

##### □ 詳細な取組内容

#### 1 防疫活動

- 福祉医療対策部長は、防疫班、消毒班を編成する。なお、必要により保健活動班に兼務させる。
- 防疫班等は、次のとおり防疫活動を行う。
  - ・ 被災者への健康相談及び健康調査
  - ・ 被災者への防疫指導
  - ・ 感染症の発生予防
  - ・ 予防接種の実施
  - ・ 仮設トイレ設置場所などの消毒
  - ・ 飲料水の消毒の確認



- ・ 避難所及び被災家屋等の消毒
  - ・ 感染症を媒介する害虫等の駆除
  - ・ 食品の衛生確保
- 防疫班等は、必要により医療救護班等と連携して活動する。なお、避難所において、防疫活動をする場合には、避難所施設対策部と連携し活動する。

